

平成 29 年 10 月 6 日
財 務 局
交 通 局
水 道 局
下 水 道 局

「入札契約制度改革の実施方針」に基づく試行について

このたび、平成 29 年 3 月 31 日に公表した「入札契約制度改革の実施方針」に基づき、予定価格の事後公表について、各局等（公営企業局を除く全ての知事部局等）が発注する工事契約案件に対象を拡大し、平成 29 年 10 月 30 日から試行を開始することとしましたので、お知らせします。

1 試行内容

予定価格及び最低制限価格・調査基準価格の事後公表

※ 実施内容につきましては、平成 29 年 6 月 26 日から試行を開始した財務局契約案件と同様の内容となります。（平成 29 年 5 月 26 日に公表した「入札契約制度改革の実施方針」に基づく財務局契約案件に係る試行について（その 1）」をご覧ください。）

2 対象案件

各局等が発注する工事請負契約で、予定価格が 250 万円を超える競争入札案件が対象となります。

3 開始時期

平成 29 年 10 月 30 日以後に公告等を行う案件から適用します。

また、公営企業局（交通局、水道局、下水道局）につきましては、同日以降に公告等を行う案件から、「予定価格の事後公表」、「一者入札の中止」、「共同企業体結成義務の撤廃」、「低入札価格調査制度の適用範囲の拡大」の試行を財務局契約案件と同一の内容により開始します。

【公営企業局を除く知事部局等が発注する案件に関すること】

財務局経理部総務課（契約調整担当） 03-5388-2607（直通）

【公営企業局が発注する案件に関すること】

交通局資産運用部契約課契約調整担当 03-5320-6062（直通）

水道局経理部契約課契約調整担当 03-5320-6402（直通）

下水道局経理部契約課調整担当 03-5320-6561（直通）

平成 29 年 10 月 6 日
財 務 局

低入札価格調査制度の一部改正等その他の制度改正について

このたび、次の制度につきましては、その一部を改正し、平成 29 年 10 月 30 日から開始することとしましたので、お知らせします。

- 1 低入札価格調査制度の一部改正について〔別紙 1〕
- 2 最低制限価格及び調査基準価格の算定基準について〔別紙 2〕
- 3 「工事発注規模」における区分の追加について〔別紙 3〕

【問合せ先】

財務局経理部総務課契約調整担当
直通 03-5388-2607

低入札価格調査制度の一部改正について

このたび、低入札価格調査制度の適用範囲及び調査マニュアルの一部を改正することとしましたので、お知らせします。

1 改正内容について

(1) 低入札価格調査制度の適用範囲の改正

予定価格が建築工事 4.4 億円以上、土木工事 3.5 億円以上、設備工事 2.5 億円以上の案件及び総合評価方式を適用する案件

総合評価方式（技術力評価型・技術実績評価型）の価格点の評価方法を併せて改正します。

(2) 数値的失格基準の追加

数値的失格基準について、予定価格が建築工事 4 億 4 千万円未満、土木工事 3 億 5 千万円未満、設備工事 2 億 5 千万円未満の総合評価方式の適用案件に対して適用する失格基準価格を設定します。

(3) 調査票及び確認資料の明確化

提出を求める調査票及び確認資料について、より明確となるよう、表現を見直します。

(4) 価格差の大きい直接工事費の調査の確認事項の見直し

価格差の大きい直接工事費の調査の確認事項について、落札者とし不在基準との整合性を考慮し、表現を見直します。

2 適用案件

平成 29 年 10 月 30 日以降に公告等を行う案件から適用します。

最低制限価格及び調査基準価格の算定基準について

このたび、各局等が発注する工事契約案件における予定価格事後公表の試行開始に伴い、調査基準価格のみに設定しておりました上限値を、最低制限価格に対しても設定することとしましたので、お知らせします。

1 算定方法

予定価格の内訳から、①直接工事費、②共通仮設費、③現場管理費、④一般管理費等を基に、原則として下記算定式により設定します。

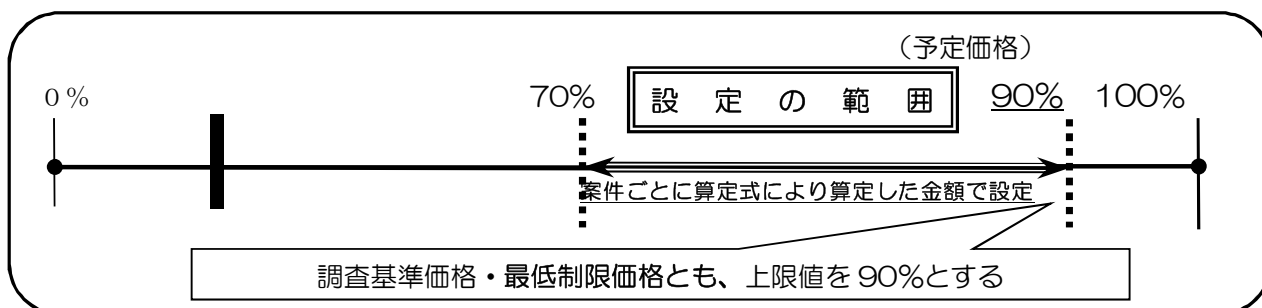
ただし、予定価格の内訳に発生材（有価物）の売却費又はガス工事費等が含まれている場合は、その費用を①～④を基に算定した金額に合算します。

また、建築工事（建築設備工事を含む。）については、直接工事費に現場管理費の一部に相当する額（以下「現場管理費相当額」という。）が含まれているため、最低制限価格等の算定に当たっては、直接工事費から現場管理費相当額を減じた額を直接工事費とし、現場管理費は、現場管理費に現場管理費相当額を加えた額とします。

なお、現場管理費相当額は、直接工事費と明確に区分できる場合を除き、直接工事費に10分の1（昇降機設備工事にあつては10分の2）を乗じた額とします。

《 調査基準価格・最低制限価格 算定式 》

$$\text{設定金額} = \left(\overset{\text{直接工事費}}{\text{①}} \times 0.97 + \overset{\text{共通仮設費}}{\text{②}} \times 0.9 + \overset{\text{現場管理費}}{\text{③}} \times 0.9 + \overset{\text{一般管理費}}{\text{④}} \times 0.55 \right) \times 108 / 100$$

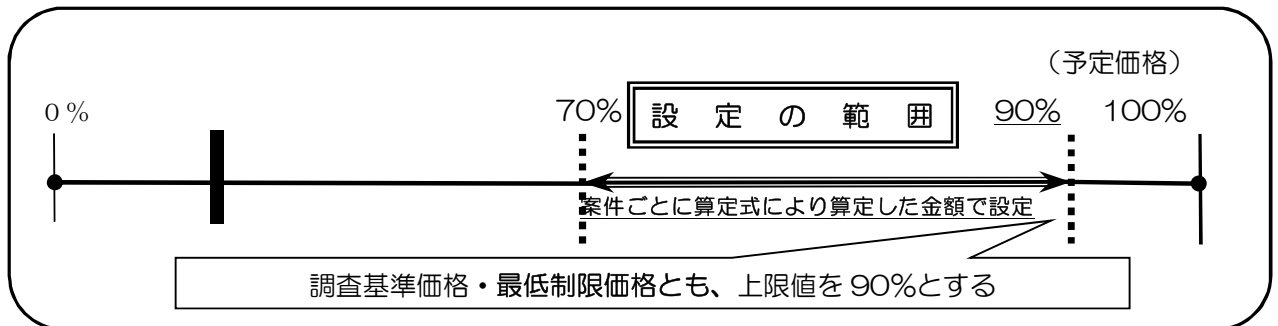


ただし、算定の結果、設定金額が予定価格の7/10に満たない場合は、予定価格の7/10とし、設定金額が予定価格の9/10を超える場合にあっては予定価格の9/10とします。

《 解体工事における調査基準価格・最低制限価格 算定式 》

上記算定式によらないものとしている解体工事については、以下の算定式となります。

$$\text{設定金額} = \left(\overset{\text{直接工事費}}{\text{①}} \times 0.8 + \overset{\text{共通仮設費}}{\text{②}} \times 0.9 + \overset{\text{現場管理費}}{\text{③}} \times 0.9 + \overset{\text{一般管理費}}{\text{④}} \times 0.55 \right) \times 108 / 100$$



ただし、算定の結果、設定金額が予定価格の7/10に満たない場合は、予定価格の7/10とし、設定金額が予定価格の9/10を超える場合にあっては予定価格の9/10とします。

2 適用開始

平成29年10月30日以後に公告等を行う案件から適用します

「工事発注規模」における区分の追加について

予定価格を事後公表とする対象が、予定価格 250 万円超の工事案件まで拡大されますが、予定価格 250 万円以下の案件においても、希望制指名競争入札として案件が公表される場合も考慮し、予定価格が 1 円以上 250 万円以下の価格帯を追加いたします。

設定内容

- ① 建築業種グループ、土木業種グループA及び土木業種グループB
…「F99」を設定
- ② 設備業種グループ
…「E99」を設定

※ 今回設定した「F99」及び「E99」は、「発注標準金額」上の等級の追加設定ではありません。

これに伴い、「年間発注予定情報」及び「発注予定表」等における「工事発注規模」欄には、予定価格が 250 万円以下の場合は、今回設定した区分が表示されることになります。

なお、新しい「工事発注規模」につきましては、別表のとおりです。

別表 1

工事発注規模一覧表
(建築業種グループ)

区分	工事発注規模 価格帯	
	(100億円以上、50億円刻み)	
W04	70億円以上	100億円未満
W03	50億円以上	70億円未満
W02	35億円以上	50億円未満
W01	24億7,000万円以上	35億円未満
A04	16億円以上	24億7,000万円未満
A03	9億円以上	16億円未満
A02	6億円以上	9億円未満
A01	4億4,000万円以上	6億円未満
B02	3億5,000万円以上	4億4,000万円未満
B01	2億2,000万円以上	3億5,000万円未満
C03	1億6,000万円以上	2億2,000万円未満
C02	1億円以上	1億6,000万円未満
C01	6,000万円以上	1億円未満
D03	4,500万円以上	6,000万円未満
D02	3,000万円以上	4,500万円未満
D01	1,600万円以上	3,000万円未満
E02	1,000万円以上	1,600万円未満
E01	250万円超	1,000万円未満
F99	1円以上	250万円以下

別表2

工事発注規模一覧表
（土木業種グループA（道路舗装工事を除く。））

区分	工事発注規模 価格帯	
	（100億円以上、50億円刻み）	
W04	70億円以上	100億円未満
W03	50億円以上	70億円未満
W02	35億円以上	50億円未満
W01	24億7,000万円以上	35億円未満
A05	16億円以上	24億7,000万円未満
A04	9億円以上	16億円未満
A03	7億円以上	9億円未満
A02	5億円以上	7億円未満
A01	3億5,000万円以上	5億円未満
B02	2億5,000万円以上	3億5,000万円未満
B01	1億6,000万円以上	2億5,000万円未満
C02	1億円以上	1億6,000万円未満
C01	4,000万円以上	1億円未満
D02	2,500万円以上	4,000万円未満
D01	1,000万円以上	2,500万円未満
E01	250万円超	1,000万円未満
F99	1円以上	250万円以下

別表3

工事発注規模一覧表
(土木業種グループB (道路舗装工事))

区分	工事発注規模 価格帯	
	(100億円以上、50億円刻み)	
W04	70億円以上	100億円未満
W03	50億円以上	70億円未満
W02	35億円以上	50億円未満
W01	24億7,000万円以上	35億円未満
A06	16億円以上	24億7,000万円未満
A05	9億円以上	16億円未満
A04	6億円以上	9億円未満
A03	4億円以上	6億円未満
A02	2億5,000万円以上	4億円未満
A01	2億円以上	2億5,000万円未満
B02	1億4,000万円以上	2億円未満
B01	8,000万円以上	1億4,000万円未満
C01	3,000万円以上	8,000万円未満
D02	1,700万円以上	3,000万円未満
D01	700万円以上	1,700万円未満
E01	250万円超	700万円未満
F99	1円以上	250万円以下

別表4

工事発注規模一覧表
(設備業種グループ)

区分	工事発注規模 価格帯	
	(100億円以上、50億円刻み)	
W04	70億円以上	100億円未満
W03	50億円以上	70億円未満
W02	35億円以上	50億円未満
W01	24億7,000万円以上	35億円未満
A07	16億円以上	24億7,000万円未満
A06	9億円以上	16億円未満
A05	7億円以上	9億円未満
A04	5億円以上	7億円未満
A03	2億5,000万円以上	5億円未満
A02	1億円以上	2億5,000万円未満
A01	5,500万円以上	1億円未満
B03	4,000万円以上	5,500万円未満
B02	2,800万円以上	4,000万円未満
B01	1,800万円以上	2,800万円未満
C02	1,200万円以上	1,800万円未満
C01	600万円以上	1,200万円未満
D01	250万円超	600万円未満
E99	1円以上	250万円以下

業種と業種グループとの対応表

業種 番号	業 種 名	グループ		
		建 築	土 木	設 備
01	道路舗装工事		●	
02	橋りょう工事		●	
03	河川工事		●	
04	水道施設工事		●	
05	下水道施設工事		●	
06	一般土木工事		●	
07	建築工事	●		
08	電気工事			●
09	給排水衛生工事			●
10	空調工事			●
16	さく井			●
17	船舶		●	
19	しゅんせつ埋立て		●	
20	しゅんせつ		●	
21	潜かん		●	
22	軌道		●	
23	シールド工事		●	
24	推進工事		●	
25	地下鉄工事		●	
27	造園		●	
28	運動場施設		●	
29	コンクリートプレハブ	●		
30	鉄骨プレハブ	●		
31(01)	解体工事	●		
31(02)	ひき家	●		
32	消火設備			●
33	電話・通信			●
34	拡声装置			●
35	畳			●
36	内装仕上			●
37	一般塗装		●	
38	橋りょう塗装		●	
39	防水	●		
40	鉄骨架構	●		
41	鋼けた		●	
42	P C けた		●	
43	水門門扉		●	
44	ポンプ据付け			●
45	水処理装置			●
46	焼却設備			●
47	ボイラー			●
48	エレベーター			●
49	電車線架線			●
50	地中線			●
51	鉄道信号装置			●
52	計装装置			●
53	沈砂池・沈殿池機械設備工事			●
55	送風機機械設備工事			●
56	ばっ気槽散気設備工事			●
57	汚泥脱水設備工事			●
58	消化槽機械設備工事			●
59	ガス貯留設備工事			●

業種 番号	業 種 名	グループ		
		建 築	土 木	設 備
60	公設ます工事		●	●
61	水道管更生工事		●	
62	石綿処理	●		
63	機械器具設置			
64	屋根	●		●
66	金網さく	●		
67	板金			
68	サッシュ	●		●
69	シャッター			
70	起重機			●
72	冷凍・冷蔵庫工事			●
73	グラウト		●	●
74	道路標識設置		●	
75	道路標示塗装		●	
76	ガードレール		●	
77	モルタル吹付け		●	
78	植生		●	
79	運動器具設置			
80	テレビ共聴工事			●
81	防音壁・しゃ音壁			●
82	舞台装置			●
84	と場施設			●
86	ガソリンスタンド			●
87	P C タンク			●
91	すべり止め舗装		●	●
92	樹脂塗装			
93	陸上信号機			●
94	伸縮継手		●	●
95	鉄鋼加工	●		
96	ウェルポイント			
97	パイプライニング			●
98	脱硫・脱臭			●
99 (01)	基準タンク			●
99 (02)	安全溝設置			●
99 (04)	空気搬送			●
99 (06)	床版補強		●	●
99 (07)	電源設備			
99 (08)	発電設備			●
99 (09)	電気防食			●
99 (10)	給湯器・浴槽設備工事			●
99 (11)	床仕上			●
99 (12)	放射線防御			●
99 (14)	飛散防止工事			●
99 (15)	ろ過槽処理			●
99 (17)	厨房			●
99 (20)	石工事		●	
99 (23)	自動ドア装置			●
99 (24)	強化樹脂板取付			●
99 (25)	医療ガス配管			●
99 (26)	高圧ガス配管			●
99 (30)	集じん装置			●
99 (33)	タイル工事			●